湖風（うみかぜ）

NALCびわこ彦根・広報誌
第１０２号・平成27年7月10日
彦根市後三条町１２５（安田武雄方）
電話＆FAX０７４９・２３・２５３７
編集・発行責任者・小林　　博

空き家対策特別措置法

１．空き家対策特別措置法とは

自治体が、倒壊の恐れのある、危険な空き家の所有者に対し、空き家を強制撤去できる特別措置法が5月26日に施行された。

倒壊などの著しく保安上危険となる恐れのある空き家を認定し、立ち入り調査、勧告や命令等を行うことができ、また、自治体が行政代執行で撤去することも可能となった。

２．どのような空き家が認定されるのか

①看板などが外れて落ちそうになっている、②ごみの放置で臭いや多数のネズミなどが発生している、③多数の窓ガラスが割れたまま放置されている、④シロアリが大量に発生し周辺に飛来し悪影響を及ぼす恐れがある、などの例が該当する。

認定に当たっては、立ち入り調査の権限を明記し、所有者には、撤去や修理の勧告や命令をだすことができるほか、改善が見られなかった空き家や、所有が特定できなかった空き家には代執行で除去できる。

３．税制面はどうなるの

認定された空き家は、固定資産税の課税標準が６分の１になる住宅用特例が適用されず、更地と同等の税率になります。

この固定資産税が６分の１に引き下げられる税制上の特例が空き家放置の一因との指摘もあり、自治体が勧告した時点で特例は解除されることになる。

これらの命令違反には、５０万円以下の過料を科し、立ち入り調査を拒んだり妨げた場合いには２０万円以下の過料を科すこともできる。空き家の撤去費用は所有者に請求できる他、費用の一部を国が支援することも可能となる。　　（安田）

びわこ彦根広報板

〔５月の活動記録〕

時間外預託点数　６点　（１人）
奉仕活動点数　　３点　（３人）

〔運営委員会・月例会〕

実施　６月２日（火）ＰＭ１：３０～
予定　７月７日（火）ＰＭ１：３０～

〔５月度の経過報告〕

*サロン開催実績
おしゃべり３回９名　パソコン０回
卓球４回１５名　読書２人５冊
チビッコサロン　１９組４９名

〔助け合い〕　０件

〔福祉調査センターの活動〕

実施　５月１件
予定　６月２件

〔会員動向〕　　異動なし

〔連絡事項〕

・第三者評価がある予定です。
・地域包括支援センター すばるから、介護支援専門員澤田さん来訪され今後の運営についてアドバイスを受けた。
・彦根市福祉保健部医療福祉推進課の上林さんが、来訪され宅老所申請書類と運営について話し合いをした。
・ナルクの事務長会があります。代表の小林が出席する予定です。